

## 消費税価格転嫁等総合相談センターの相談対応状況

平成 27 年 4 月 8 日

内閣府消費税価格転嫁等相談対応室

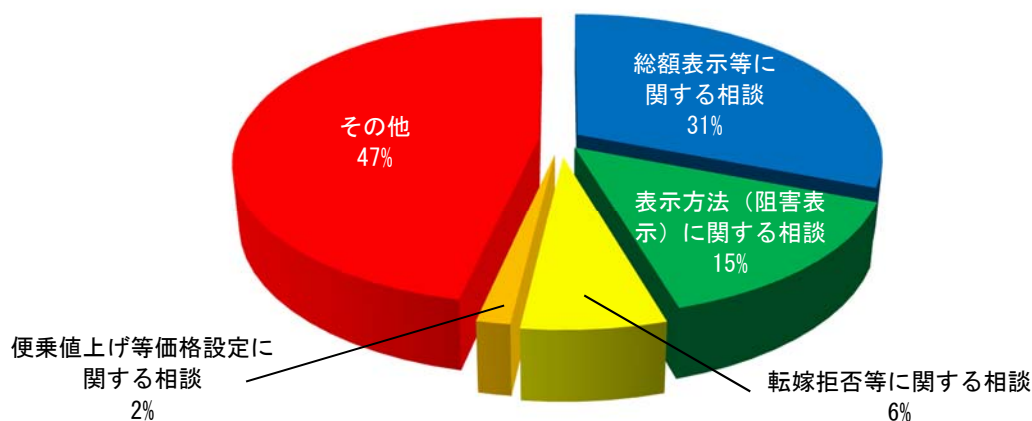
消費税価格転嫁等総合相談センター（以下「総合相談センター」という。）の 3 月（3/1～3/31）の相談対応状況は以下のとおり。

なお、総合相談センターの設置根拠となっている内閣府設置法に規定されている消費税転嫁等の相談事務の期限について平成 30 年 9 月 30 日に延長する法律改正がなされました。これにより、総合相談センターの業務も平成 30 年 9 月 30 日限りとなりました。

### 1 相談件数

3 月の相談件数：電話 211 件、メール 51 件

【相談内容（全 262 件）の内訳（※）】



注）構成比は小数点以下を四捨五入しているため、合計しても 100 とはならない。

### 2 相談例

#### ○ 総額表示等に関する相談

Q. 消費税率 10% 引上げ時期の延長に伴い、総額表示義務の特例が認められる期限も延長されることになるのか。

A. 法律改正により、消費税転嫁対策特別措置法の期限については、平成 29 年 3 月 31 日から平成 30 年 9 月 30 日に延長されました。

これにより、総額表示義務の特例（消費税転嫁対策特別措置法第 10 条 1 項）が認められる期限も消費税転嫁対策特別措置法が失効する平成 30 年 9 月 30 日までとなります。

（注）回答は、公表時点（平成 27 年 4 月 8 日）のものである。

※ 消費税転嫁対策特別措置法違反被疑情報は 93 件

Q. 当社は、ユーザー企業に対して情報機器の保守サービスを提供している。ユーザー企業への保守サービスの提供に当たっては、契約期間を平成 27 年 4 月から数年間とすること、月ごとの保守料金について税込〇円とすることとする契約をユーザー企業との間で交わす予定である。契約期間中に消費税率の変更があった場合、消費税率引上げ後の月ごとの保守料金については消費税率引上げ分の額を請求することとしたいが、消費税率の適用についての一般的な考え方について教えてほしい。

A. 消費税の適用税率は、原則として、資産の譲渡等が行われた時期に基づき判断されることとなります。

御相談のケースのように役務の提供(サービスの提供)による資産の譲渡等の時期は、物の引渡しを要しない取引にあっては、その約した役務の全部の提供を完了した日となります。

したがって、税率引上げ後に役務の提供の全部が完了するものについては、経過措置の適用を受け除くものを除き、新税率が適用されます。役務提供の完了時期とそれに係る適用税率は、個々の取引の契約内容等を踏まえて判断することとなりますので、詳しくお知りになりたい場合には、お手数ですが、最寄りの税務署にお問い合わせください。

なお、消費税率引上げ後の税率が適用される取引について、消費税転嫁対策特別措置法上の特定事業者(買手)が同法上の特定供給事業者(売手)に対して税率引上げ前の消費税率を適用した金額しか支払わないことは、合理的な理由がない限り、「買ったたき」として同法上問題となりますので、実際にそのような行為を受けた場合には、公正取引委員会や事業所管省庁などに御相談ください。

## ○ 表示方法(阻害表示)に関する相談

Q. 消費庁が作成している「消費税の転嫁を阻害する表示に関する考え方」において禁止される具体的な表示例として「消費税分 OFF」の表記は挙げられていないが、禁止される表示に該当するののか。

A. 「消費税の転嫁を阻害する表示に関する考え方」(以下「ガイドライン」という。)で示されている消費税転嫁対策特別措置法第 8 条で禁止される具体的な表示例は、典型的なものです。したがって、ガイドラインに例示されていない表示であっても、消費税分を値引きする等の宣伝や広告は、同法上問題となります。

御相談の表示のように、事業者が「消費税分 OFF」といった消費者等の取引の相手方が負担すべき消費税に相当する額を対価の額から減ずる旨の表示であって消費税との関連を明示している表示を行うことは、消費者が実質的に消費税を負担していないかのように誤認されるおそれがあることから、消費税転嫁対策特別措置法で禁止されています。

Q. 当社は、会員(消費者)から月ごとに会費を徴収してサービスを提供している。この度、月会費を数か月分前納した会員に消費税割引とする企画を当社が発行している会員向けの情報誌に掲載することを検討しているが、消費税転嫁対策特別措置法上問題ないか。

A. 御相談の表示のように、事業者が「消費税割引します」といった消費者等の取引の相手方が負担すべき消費税に相当する額を対価の額から減ずる旨の表示であって消費税との関連を明示している表示を行うことは、理由のいかんを問わず、消費者が実質的に消費税を負担していないかのように誤認されるおそれがあることから、消費税転嫁対策特別措置法で禁止されています。

## ○ 転嫁拒否等に関する相談

Q. 当社は消費税転嫁対策特別措置法上の特定事業者に該当すると思うが、同法上の特定供給事業者(買手)に該当する事業者との取引価格の交渉に当たって、税抜価格で交渉しなければならないとの義務はあるののか。

A. 消費税転嫁対策特別措置法では、同法上の特定供給事業者(売手)との取引価格の交渉において、税抜価格(本体価格)で交渉しなければならないとの義務規定は設けられていません。しかしながら、特定事業者(買手)が、特定供給事業者(売手)から税抜価格(本体価格)での交渉の申出を受けた場合に、

その申出を拒否することは、同法上の「本体価格での交渉の拒否」として問題となります。

Q. 事業用に使用している駐車場について個人事業者から賃借している。取引先の個人事業者から消費税率の引上げに伴う駐車場の賃借料の改定の申出がないが、当社から取引先に対して賃貸料の改定の意思を確認するなどの対応を取らないで据え置いた場合、消費税転嫁対策特別措置法上の転嫁拒否として問題となるのか。

A. 消費税転嫁対策特別措置法上の特定事業者(買手)が、同法上の特定供給事業者(売手)との取引において、消費税率の引上げ前の取引価格(税込価格)に消費税率の引上げ分を上乗せせずに据え置くことは、合理的な理由がない限り、同法上の「買ったとき」に該当します。

御相談のような事例の場合、同法上の「買ったとき」に当たるかどうかの判断に当たって、売手側から取引価格の引上げ要請があるか否かは考慮されないことから、特定事業者が、単に特定供給事業者から取引価格の引上げの要請がないことのみを理由に、取引先に意思の確認などをせずに消費税率の引上げ後の取引価格(税込価格)を据え置くことは、合理的な理由があるものと言えず、「買ったとき」として消費税転嫁対策特別措置法上問題となります。

## ○ 便乗値上げ等価格設定に関する相談

Q. ケーブルテレビの月額利用料金(平成 26 年1月から 12 月までの利用料金)を平成 26 年 1 月にまとめて支払った。ところが、平成 27 年になってから平成 26 年4月以降の利用料金について消費税増税分として請求された。こうしたケーブル会社の対応は、便乗値上げとして問題とならないのか。

A. 御相談のケースのように役務の提供による資産の譲渡等の時期は、物の引渡しを要しない取引にあつては、その約した役務の全部の提供を完了した日となります。

したがって、平成 26 年4月1日以後に役務の提供の全部が完了するものについては、経過措置の適用を受けるものを除き、8%の税率が適用されます。

なお、役務提供の完了時期とそれに係る適用税率は、個々の取引の契約内容等を踏まえて判断することとなりますので、詳しくお知りになりたい場合には、お手数ですが、最寄りの税務署にお問い合わせください。

便乗値上げというのは、事業者が消費者向け取引において、他に合理的な理由がないにもかかわらず、税率の上昇に見合った幅以上の値上げをする場合を言います。御相談のようなケースにおいて、平成 26 年4月1日以後に行われるケーブルテレビサービスの提供に係る取引に8%の税率が適用されるのであれば、ケーブルテレビ会社が利用者に対して、消費税増税分を別途請求しているにすぎないので、便乗値上げには当たりません。

問合せ先

内閣府消費税価格転嫁等相談対応室

電話 : 03-3539-2610